

岡崎市高齢者見守り支援事業（概要）

＜目的＞

民間事業者が業務活動を通じて見守り等を実施することで、孤立死や虐待を防止すると共に高齢者が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。

登録された店舗等は「岡崎市高齢者見守り支援事業所」と称する。

＜想定する民間事業所＞ 法人格は不要

- (1) 新聞配達所
- (2) 郵便事業者
- (3) 電気・水道・ガス提供所
- (4) 牛乳等飲み物または配食サービス事業所
- (5) 開業医・開業歯科医・薬局
- (6) 金融機関
- (7) 食糧品店・日用雑貨店・コンビニエンスストア、その他

＜見守り等支援活動内容＞

- (1)、(2)、(3)、(4)・・・受け取り残し等異常を感じたら連絡する。
- (5)・・・・・・・・・・虐待の懸念を感じたら連絡する。
- (6)、(7)・・・・・・・・声掛け、必要に応じて相談窓口の紹介をする。

＜連絡先（相談窓口）＞

- ・ 各地域包括支援センター
- ・ 岡崎市役所長寿課

＜見守り支援事業所登録手順＞

- (1) 申込み（市役所長寿課）
＊代表が存在する事業所は代表にて行い、協定も代表と締結する。但し、登録は営業所単位とする。
- (2) 説明又は研修・・・高齢者福祉施策、介護保険制度、認知症、災害時避難行動要支援者支援制度について
研修場所は、市役所、各地域包括支援センター等
- (3) 協定書の締結・・・説明会又は研修会終了後に最終の登録確認を行い、協定書を締結する。
- (4) 登録事業所証の交付
＊協定書締結後に証を交付する。
＊代表、営業所ごとに登録番号を付番、業種ごとに種類分けを行い、番号管理
- (5) 活動開始

＜登録事業所のメリット＞

- (1) 岡崎市高齢者見守り支援事業所として、市ホームページ等に事業所名を紹介 →
 - ・ 事業所の社会貢献活動を公表できる。
 - ・ 地域住民に事業所名をPRできる。
- (2) 事業所のチラシに「岡崎市高齢者見守り支援事業所」である旨を明記できる。